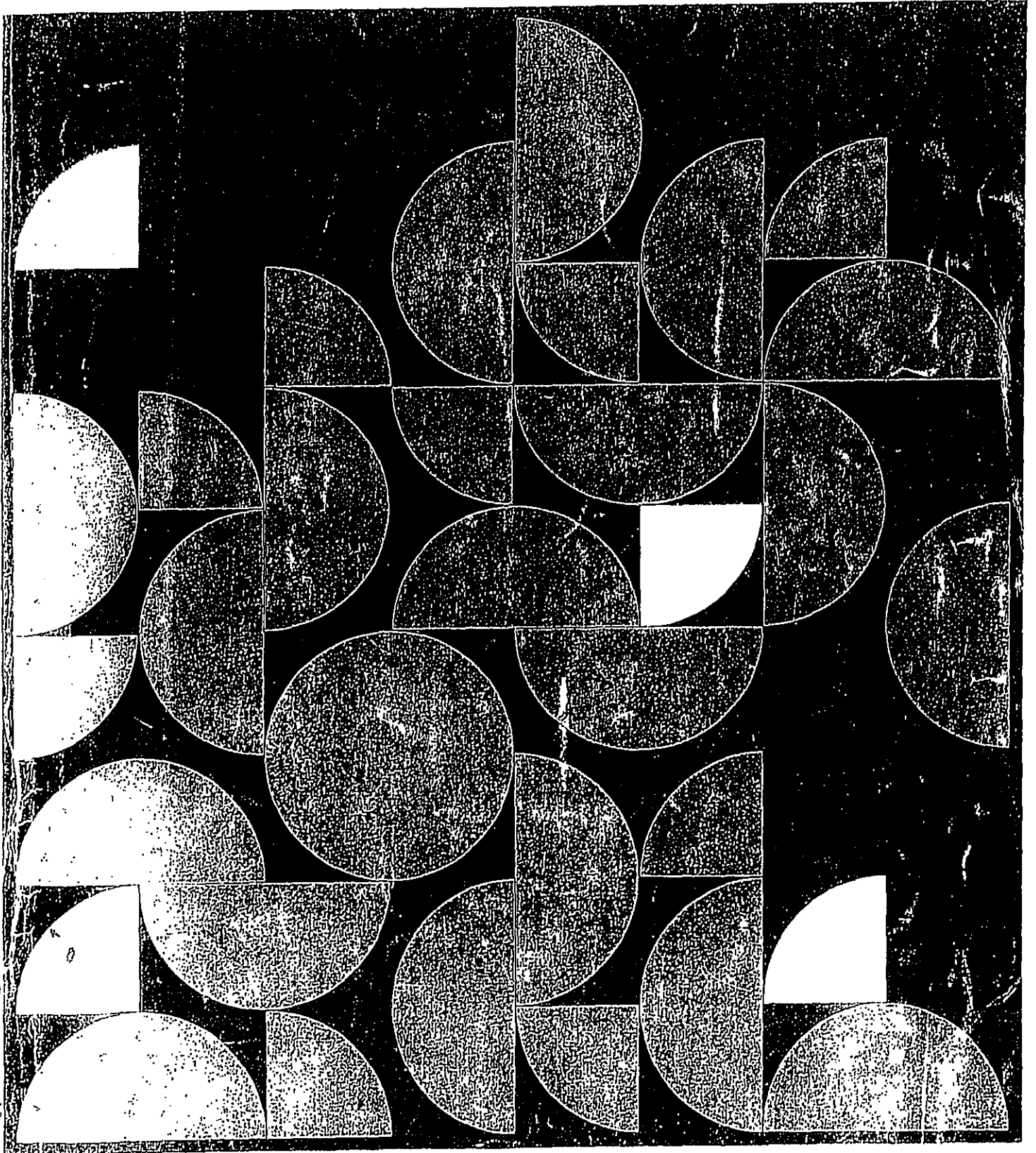


# 新年金制度の解説

厚生省年金局・社会保険庁年金保険部 監修

昭和61年4月版



# 目次

## ■年金改革の基本的目標／2

### ■改正の要点

#### ●制度体系の再編成／5

1. 基礎年金の導入による制度の再編成／5
2. 「基礎年金」がめざすもの／7

#### ●適正給付・適正負担／9

1. 給付水準の現状と将来／9
2. 給付水準適正化の視点／11
3. 給付の適正化，負担の適正化／11

#### ●婦人の年金権の確立／13

1. 従来 of 制度の仕組みと問題点／13
2. 基礎年金による固有の年金の確立／14

### ■国民年金の改正点

#### ●被保険者の適用範囲の拡大／15

1. 被用者年金制度の加入者・配偶者も強制適用／15
2. 適用除外／17
3. 任意加入被保険者／17

#### ●基礎年金を支給する制度に発展／19

1. 老齢基礎年金／20
2. 障害基礎年金／26
3. 遺族基礎年金／29
4. 自営業者等被保険者への独自給付／32

#### ●基礎年金の財源／34

#### ●その他／37

#### ●施行期日／38

### ■厚生年金保険の改正点

#### ●被保険者資格の改正／39

1. 65歳未満の一般被用者が被保険者／39
2. 第4種被保険者制度の廃止・船員は第3種被保険者に／40

#### ●厚生年金保険の給付改正／41

1. 基礎年金受給が要件／41
2. 老齢厚生年金／41
3. 老齢厚生年金の特別支給／47
4. 障害厚生年金・障害手当金／50
5. 遺族厚生年金／54
6. 物価スライド，再評価／58
7. 各種特例の廃止／58

#### ●標準報酬の改正／60

#### ●保険料率の改正／61

#### ●厚生年金基金について／64

#### ●その他／65

#### ●施行期日／66

#### ●附／年金額の計算例／67

#### { 参 考 }

#### ●公的年金制度の改革について／71

#### ●改正法成立に至る経過／72

#### ●改正法国会修正事項／74

#### ●改正法委員会採決時附帯決議／75

### ■国民年金法 新条文

### ■厚生年金保険法 新条文

### ■改正法附則

### ■国民年金・厚生年金保険政令新条文

### ■国民年金・厚生年金保険省令新条文

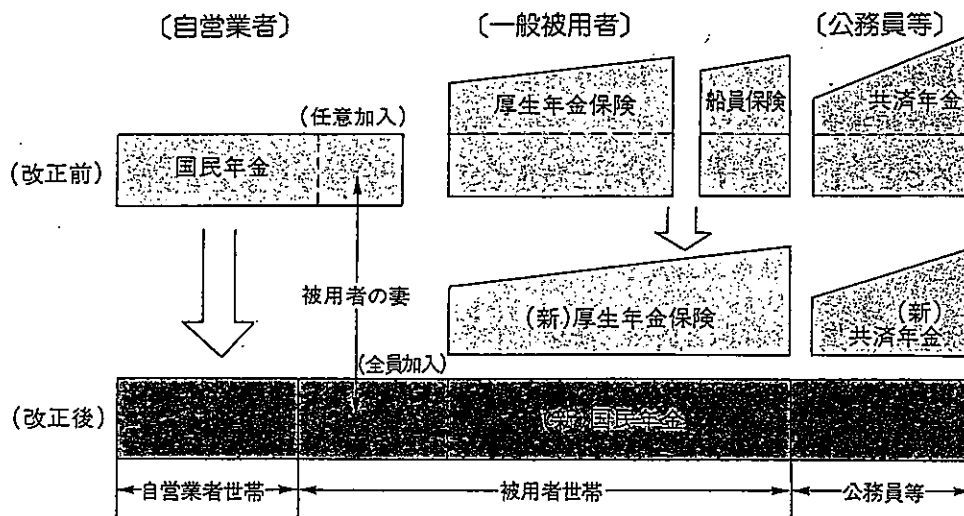
# 改正の要点

## ▶ 制度体系の再編成 — 基礎年金を導入

今回の改正の第1の柱は、国民年金を共通の基礎年金を支給する制度に発展させ、制度間格差、制度基盤の不安定など、これまで制度の分立に伴って生じていた問題を解決し、長期的に安定した制度へと再編成していくことにあります。

## □ 基礎年金の導入による制度の再編成

今回の改正では、国民年金を共通の基礎年金を支給する制度に発展させるとともに、厚生年金保険や共済年金は、原則として、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置付け、全体として、いわゆる二階建ての年金制度に再編成することとしています。



### ■ サラリーマンとその奥さんも国民年金に加入

改正前の制度では、自営業者、農民等は国民年金に加入、サラリーマンは厚生年金保険や共済組合に加入という、「タテ割り」の制度体系となっており、さらに、サラリーマンの奥さんについては国民年金に任意加入できるという仕組みになっていました。

今回の改正では、国民年金の適用をサラリーマンにも拡大するとともに、従来任意加入であったサラリーマンの奥さんも全員当然加入とすることとしています。

このように国民年金の適用を被用者グループにも拡大し、各制度共通の基礎年金に発展させようというのが、今回の改正の一つの柱です。

### ■基礎年金は社会保険方式による給付

公的年金各制度は、原則として、一定期間制度に加入し、その間保険料を拠出することを年金支給の要件としており、拠出の状況を反映した給付を行い、その費用を基本的には社会保険料で賄う方式（いわゆる社会保険方式）となっています。

これに対し、拠出要件を問わず、例えば65歳に達した人には、誰にでも、一律定額の年金を支給し、その費用は租税負担で賄う方式（いわゆる税方式）を新たに導入すべきだとの意見もあります。

今回の改正による「基礎年金」においては、従来の制度からの円滑な移行や、実現可能性に配慮し、これまでの我が国の公的年金制度の基本方式である社会保険方式を維持することとしています。

### ■国民年金は基礎年金を支給

国民年金は、我が国の公的年金制度の土台として、いわば二階建て年金の一階部分を担うということになります。

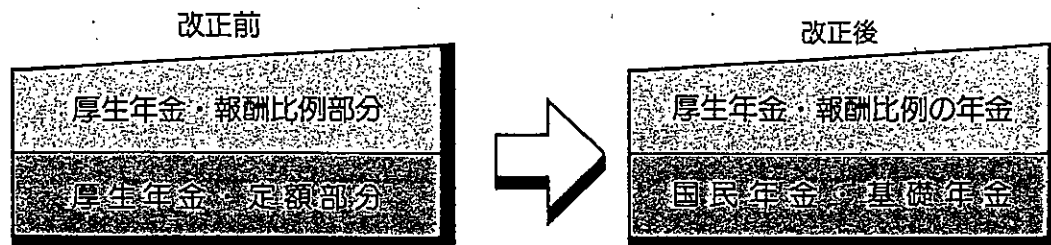
基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金の3種とし、加入者一人一人に対し、めいめい自分の年金として支給することとしており、これにより、サラリーマンやその奥さんにも基礎年金が支給されることとなります。1人1年金の原則が確立されるわけです。

### ■厚生年金は報酬比例の年金を支給

改正前の厚生年金保険の給付は、基本年金額と加給年金額により構成されていて、基本年金額はさらに定額部分と報酬比例部分に分けられていました。

定額部分と加給年金額は、基本的には基礎年金に吸収されますので、今回の改正では厚生年金保険は報酬比例部分に相当する年金をうけもち、老齢・障害・遺族の各基礎年金の受給資格を満たした場合に支給することとしています。いわば二階建て年金の二階部分を厚生年金保険が担うこととなります。なお、船員保険の職務外年金部分は、厚生年金保険に完全に統合することになりました。

また、共済年金も、厚生年金保険と同様二階建て年金の二階部分を担うように改められました。ただし、共済年金については、この二階部分に加え、さらに職域年金相当部分が設けられています。



## ②「基礎年金」がめざすもの

今回の改正の一つの柱をなす「基礎年金」の導入は、制度の分立により生じていたいくつかの問題を解決し、長期的に安定した制度体系を確立することをねらいとするものです。

公的年金制度の一元化の一環としてとらえられるものですが、「基礎年金」の特色は、従来の制度それぞれの独自性は生かしたままで、各制度に共通する部分を基礎年金という形でとりだした形をとっていることです。

### ■制度間格差を是正する

これまで、分立する制度ごとに給付と負担の設計が行われていたため、結果的に制度間に様々な差異が生じていました。今回の改正による基礎年金は、各制度に共通の横断的な仕組みですから、すべての加入者にとって、年金を受給するための要件が等しくなり、また、同一要件の下での年金額は等しくなります。また、サラリーマンも自営業者も一緒になって、年金受給者を支えることになるわけですから、いずれの職種の人であっても、給付と負担のバランス（かつぐおみこしの重さ）が同じということになります。

### ■就業構造の変化による影響を断ち切る

それぞれの職域を基盤としたタテ割りの制度体系は、就業構造、産業構造の変化の影響をまともなうけて、制度のよって立つ基盤が不安定になりがちです。これに対して基礎年金は、横断的な、自営業者もサラリーマンも一緒になって制度を支えていく仕組みですから、農業社会からサラリーマン社会へという日本の社会全体の大きな就業構造の変化、あるいは個々の産業ごとの栄枯盛衰の影響をシャ断し、制度の安定的運営を確保することができます。

### ■重複給付・過剰給付を整理する

これまで各制度ごとに給付の設計が行われていたため、複数の制度にまたがって、1人でいくつかの年金を受給するという事例が生じていました。今回改正では、基礎年金という仕組みを通じて、これまでの制度間をまたがった重複・過剰給付が「1人に1つの基礎年金」という形で調整・整理できる基盤が確立されることとなります。

このほか、自営業、サラリーマンという職種を問わず一つの制度に加入することとなり、また、厚生年金保険や共済組合の給付は、原則として基礎年金に連動して支給されることとなるため、基本的には従来の期間通算制度が必要なくなるなど、仕組みの簡素化が図られたことも一つの特色です。

### ■婦人の年金権を確立する

サラリーマンの奥さんについても、国民年金がすべて適用されることとなりますので、今後は、サラリーマンの夫婦の世帯では夫、妻それぞれに基礎年金が支給されることとなります。これは、従来の厚生年金保険の定額部分と配偶者加給年金（いずれも夫名義で支給）が、妻に対しても国民年金が当然に適用されるということを通して夫婦それぞれの基礎年金として支給され、給付がいわ

ば個人単位化することを意味しています。

このような措置により、従来からの課題であった、被用者世帯への年金給付における夫婦世帯と単身世帯の水準の適切な分化が図られます。また、サラリーマンの奥さんの年金権も確立されることとなります。（詳しくは13, 14頁参照）

## ■障害年金を改善する

改正前の制度においては、幼くして障害となった方々に対しては、国民年金の障害福祉年金が支給されることとなっていました。同じく障害となったにもかかわらず、その障害の発生が制度への加入の前であるか後であるかによって、年金額に大きなひらきがあるのは、制度上の限界があるとはいえ、不適當ではないかとの指摘がなされてきました。

改正法における基礎年金は、職域による垣根をこえて国民すべてが一つの制度を支えるという基本理念にもとづくものですが、このような考え方を生かし、幼い時からの障害者の方々にも障害基礎年金を支給し、その生活を皆で支え合っていくこととしています。

# ▶ 適正給付・適正負担

今回の改正の第2の柱は、今後発生する年金の給付水準を徐々に適正化し、現役勤労者の所得水準とのバランスがとれたものとするにありま。

これにより、将来の負担についても相当程度軽減できることとなります。

## □ 給付水準の現状と将来

現在、厚生年金保険、国民年金においては、年金受給者の平均加入期間はまだそれほど長くありませんが、今後、制度が成熟し、平均加入期間が伸長するにつれて、従前の制度設計のままでは、個々の年金額は増大していくこととなります。

### ■ 給付水準の現状

厚生年金保険の場合、退職して新たに年金を受ける男子の標準的な老齢年金の額は、昭和55年の制度改正時には、30年加入・夫婦で月額136,050円（昭和55年価格）、今回制度改正時には、32年加入・夫婦で月額173,100円（昭和59年度価格）となることを見込まれます。

これらを、制度を支える現役男子被保険者の平均標準報酬月額（ボーナスを除いた平均賃金月額）との対比でみると、いずれもその68%程度となっており、厚生年金保険の標準的な年金額は、平均加入年数が、まだそれほど長期化していない現段階において、既に相当の水準に達しているといえます。

● 厚生年金保険の標準的な年金額（モデル年金額）の推移 （年金額：月額）

改定年度 （厚生年金保険）	標準的な年金額 (1)	加入期間	直近男子の平均 標準報酬月額(2)	水準(1)/(2)
48年度	52,242円	27年	84,801円	62%
51	90,392	28	141,376	64
55	136,050	30	201,333	68
61 （改正）	173,100 （59年度価格）	32	(注) 254,000	68

(注) 推計値

なお、国民年金においては、平均年金額は、昭和59年3月現在で月額25,860円にとどまっていますが、これは、制度発足時以来日が浅く、すべて経過的に資格期間を短縮した年金であることおよび繰上げ請求による減額年金をうけている人が多いことによります。

## ■ 給付水準の将来

以上のように、現在では、まだ年金受給者の平均加入期間がそれほど長くはなく、厚生年金保険の標準的な年金受給者で30年余り、国民年金の場合、最長でも25年の加入者しかいませんが、今後は、制度の成熟化に伴い平均加入期間も伸長し、やがては、40年間程度制度に加入することが一般的になるものと予測されます。

従来制度では、加入期間が伸びるにつれて、年金額も増大していく仕組みとなっています。

たとえば厚生年金保険の場合、退職して新たに年金をうける男子の標準的な年金額は、先にみたように、32年加入・夫婦で月額173,100円（直近男子の平均標準報酬月額68%）と、既に相当の水準に達していますが、40年加入が一般的になった段階では、夫婦で月額211,100円（直近男子の平均標準報酬月額83%）、仮にその妻が国民年金に40年間加入していたとすれば、年金額は、夫婦合わせて月額277,000円（直近男子の平均標準報酬月額109%）にも達します。（年金額は昭和59年度価格）

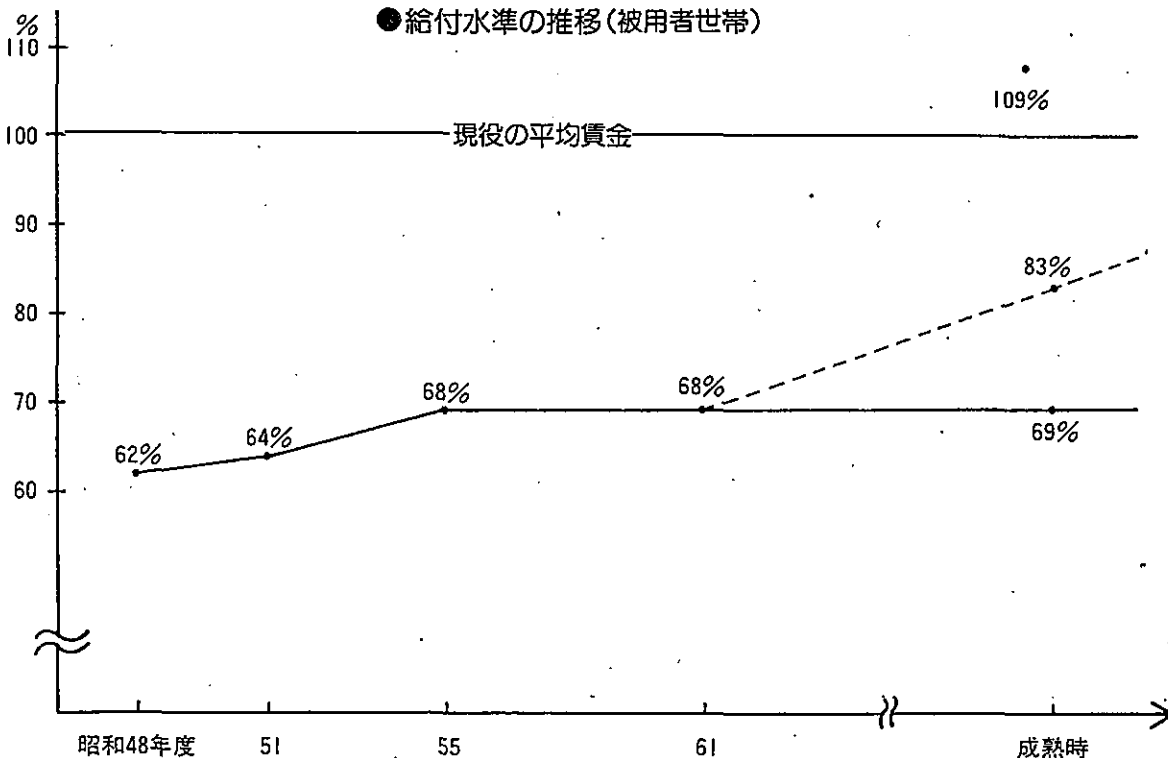
### ● 加入年数の伸長と年金額の増大

（年金額：月額）

改定年度 (厚生年金保険)	標準的な年金額 (1)	加入期間	直近男子の平均 標準報酬月額(2)	水準((1)/(2))
61 (改正)	173,100 (59年度価格)	32年	(注) 254,000	68%
成熟時	(改正) 176,200 "	40年	254,000	69%
	211,100 "	40年	254,000	83%
	(従前ベース) 妻—国民年金 40年加入の場合 277,000 "	40年	254,000	109%

(注) 推計値

### ● 給付水準の推移(被用者世帯)





## ②給付水準適正化の視点

将来40年加入が一般的になった段階における年金の給付水準（構造的水準）については、制度を支える現役勤労者の所得水準や負担とのバランスがとれるよう、適正な水準に設定する必要があります。

### ■現役勤労者の所得水準とのバランス

現役の勤労者が、その賃金の中から税や社会保険料を負担し、残りの手取り賃金で、通常の場合、夫婦、子供2人からなる4人世帯の家計を支えることとなるのに対し、年金を受給する老齢世代は、老夫婦2人の世帯の生活を維持していけばよいことを考えれば、夫婦2人で現役の平均賃金（ボーナスを除く。）の83%にもなる年金の構造的水準は、いかにも高いと言わざるをえません。

さらに、妻が国民年金に40年間加入していたとすれば、夫婦の年金額は現役の平均賃金の109%にもなり、完全に年金と賃金とが逆転してしまうことになります。

### ■負 担

制度の成熟化に伴う年金給付費の増大に対処し、必要な財源を確保していくため、段階的に保険料負担の増大を図っていく必要がありますが、従来の構造的給付水準をそのまま将来にわたって維持しようとするれば、ピーク時の保険料負担は、現在の3～4倍程度となるものと予測されます。

負担面からみても、従来の制度の構造的給付水準は高すぎるということができません。

## ③給付の適正化、負担の適正化

今回の改正においては、20年かけて給付水準を徐々に適正化し、これにより、将来のピーク時の負担も相当程度軽減することとしています。

### ■平均加入年数の伸長に応じて給付を適正化

改正法では、制度の成熟化に伴う平均加入年数の伸長に合わせて、定額部分の単価及び報酬比例部分の乗率を20年かけて徐々に逡減していくこととしています。

その際、将来の目指すべき水準としては、サラリーマン世帯の場合、現在支給されている標準的な年金の水準が、男子平均賃金（ボーナス除く。）の68%程度となっていることを勘案し、この程度の水準を将来にわたって維持していくこととしています。（次頁上段の図参照）

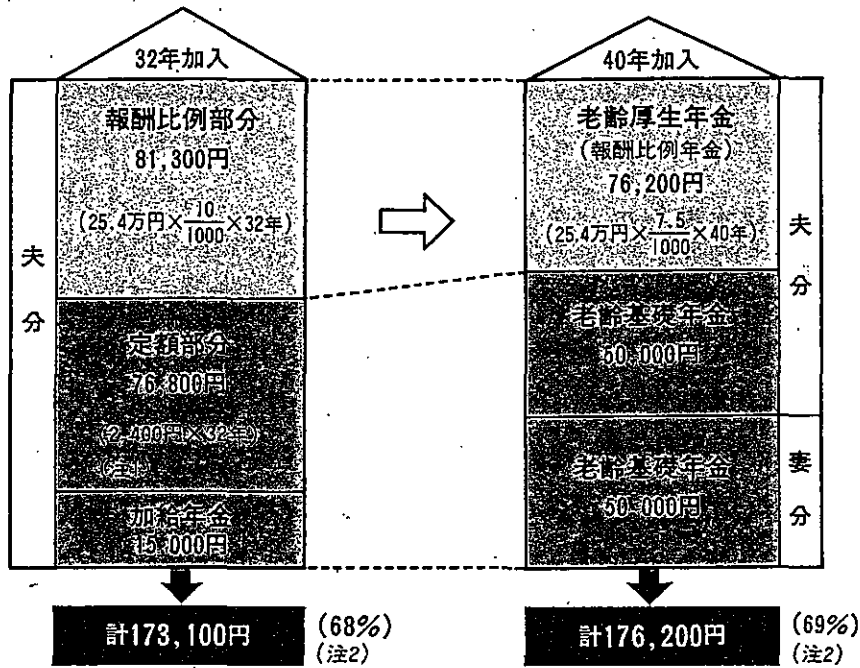
### ■負担も軽減

このような給付水準の適正化により、ピーク時の負担も相当程度軽減されます。従来の制度のままでは、ピーク時の負担は、厚生年金保険の場合38.8%、国民年金の場合月額19,500円（昭和59年度価格）となるものと推計されますが、今回の改正によれば、厚生年金保険の場合、ピーク時においても28.9%（仮に昭和85年までに支給開始年齢を5歳引き上げるとすると23.9%）、国民年金の場合には月額13,000円（昭和59年度価格）と、現行の3分の2以下に軽減されます。

（次頁下段の図参照）

〔従前ベースの標準年金額〕

〔成熟時の標準年金額〕



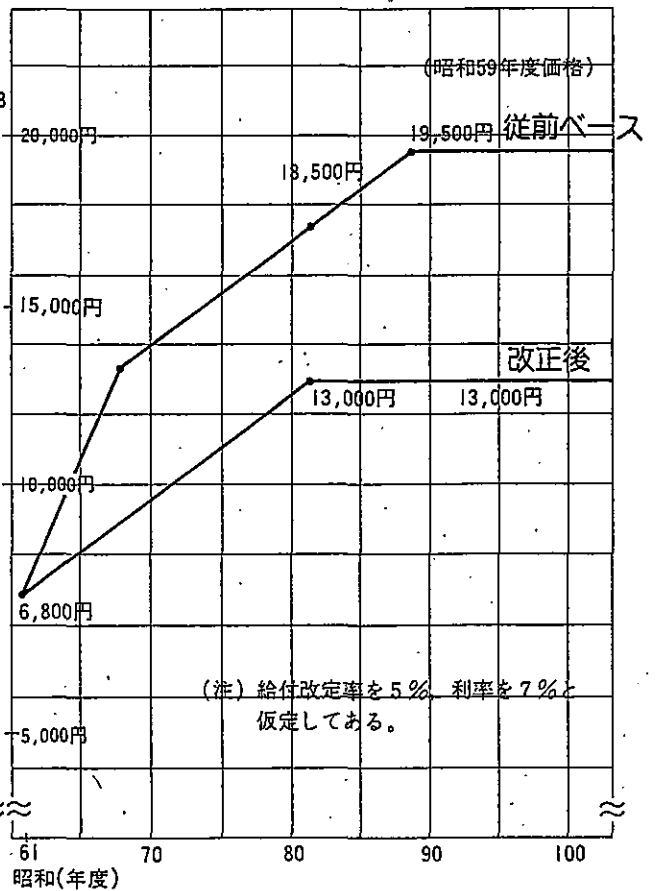
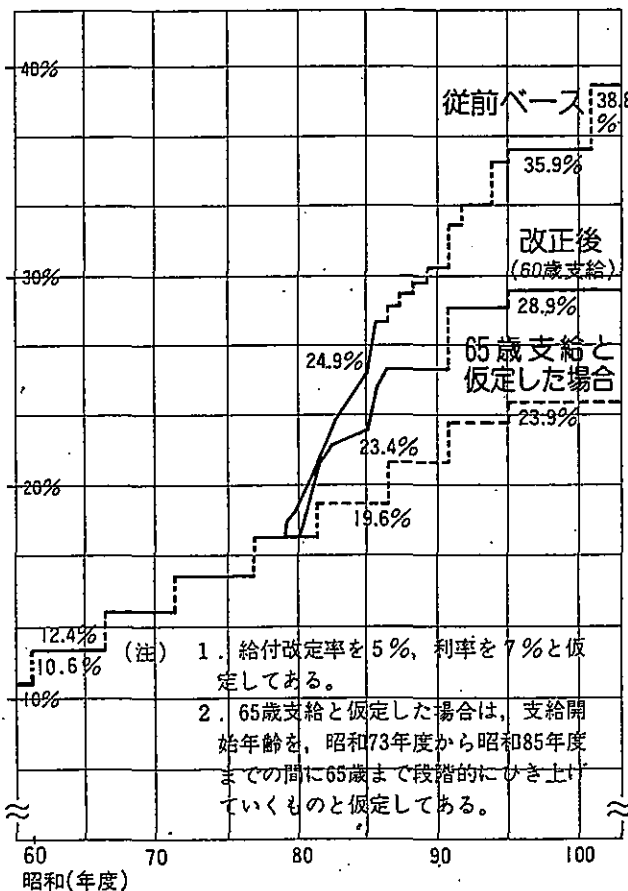
※ 金額はいずれも昭和59年度価格

(注1) 昭和55年改正時の単価2,050円を昭和59年度価格に換算したもの

(注2) %は現役男子の平均標準報酬月額254,000円に対する比率

●保険料率の見通し(厚生年金保険)

●保険料の見通し(国民年金)



(注) 1. 給付改正率を5%、利率を7%と仮定してある。  
2. 65歳支給と仮定した場合は、支給開始年齢を、昭和73年度から昭和85年度までの間に65歳まで段階的に引き上げていくものと仮定してある。

(注) 給付改正率を5%、利率を7%と仮定してある。

# ▶ 婦人の年金権の確立

今回の改正の第3の柱は、基礎年金の導入によりすべての婦人に独自の年金権を保障するとともに、世帯として適正な水準を確保することにあります。

## □ 従来の制度の仕組みと問題点

### ■ 従来の制度の仕組み——世帯単位と個人単位の混在

我が国の年金制度は、厚生年金保険などの被用者年金においては、被用者たる夫と職を持たず家事に専念する妻とを給付の標準的な単位とし、これを夫への年金でカバーするという、いわゆる世帯単位の給付設計がとられていました。

一方、国民年金の場合は、自営業の夫とその妻がそれぞれ独立に被保険者となり、それぞれ独自に年金を受給するという、いわゆる個人単位の給付設計となっています。

更に、被用者の無業の妻については、国民年金に任意加入することにより、妻独自の年金権を取得する途が開かれていました。これによって、昭和59年3月末現在、721万人が国民年金に任意加入していましたが、これは被用者の妻の7割程度にあたるものと推定されます。

### ■ 婦人の年金保障をめぐる諸問題

以上のような制度の仕組みの下では、国民年金に任意加入したか否か等により婦人の年金保障の態様、世帯としての給付水準に違いが生じており、次のような問題が指摘されていました。

#### ① 婦人の年金権

被用者の妻（専業主婦）で国民年金に任意加入しなかった人については、障害となったり、離婚したりした場合、年金保障に欠けるケースがある。

#### ② 世帯としての給付水準

##### ○ 国民年金任意加入制の普及と世帯の年金水準

国民年金任意加入制の普及に伴い、一つの世帯において、夫の年金で妻の分までカバーしている被用者年金と、妻自身の国民年金が双方支給されることになり、結果的に世帯としての過剰給付を招くこととなっている。

##### ○ 婦人の職場進出と世帯の年金水準

結婚後も会社勤めをする婦人が増大しつつあるが、こうした婦人が老後に独自の被用者年金を受給することになれば、一つの世帯にそれぞれの配偶者の分までカバーする年金が二つ支給されることになり、構造的な過剰給付要因となることが予測される。

##### ○ 単身世帯と夫婦世帯の水準

改正前の厚生年金保険においては、夫婦世帯については、夫の年金に月額15,000円の妻の加給年金額が加算されることになっているが、これが標準的な年金額に占める割合は1割程度。つまり、夫婦世帯と単身世帯との年金額には、1割程度の違いしかないわけで、結果的に単身

世帯の年金水準が過剰であったといえる。

### ③「任意」加入

公的年金制度としての国民年金制度の被保険者のうちの約4分の1にあたる人達が任意加入したり脱退したりできる仕組みそのものが、制度の安定的運営を損なうのではないかとの議論があった。

## ■基礎年金による固有の年金権の確立

### ■婦人の年金権確立

今回の改正において、国民年金の適用がサラリーマンやその奥さんにも拡大されることとなりましたが、これにより、サラリーマンの奥さんを含め、加入者一人一人に自分の名義の基礎年金が支給されることとなります。

サラリーマンの奥さんが障害となったときには、自分の障害基礎年金が支給されますし、また万が一離婚ということになっても、老後には、自分の老齢基礎年金が支給されることとなります。

なお、改正後は、サラリーマン世帯に係る基礎年金の給付に要する費用は、厚生年金保険や共済組合が、制度としてまとめて負担することとしていますから、サラリーマンの被扶養の奥さん（第3号被保険者）については、個別の保険料負担を要しないこととされています。

### ■世帯としての水準の適正化

今回の改正による基礎年金は、これまでの厚生年金保険との関係でいえば、従来の定額部分と加給年金額を、夫・妻それぞれの基礎年金に分化、発展させたものといえます。

したがって、

単身世帯——基礎年金+報酬比例年金

夫婦世帯——(夫)基礎年金+報酬比例年金

(妻)基礎年金

という形で、世帯の水準分化が図られることとなります。

また、共稼ぎ世帯についても、夫、妻、それぞれ、自分の基礎年金+報酬比例年金という形で水準の整理が図られることとなります。

